

## 【取組の概要】

- ・地域の景観や環境に配慮された優れた建物の建築を促すことにより、魅力的で快適なまちづくりの形成を図ることを目的としている。
- ・個性豊かなまちづくりを推進するため、景観、機能性に優れた建物を表彰することにより、県民の景観に対する意識の高揚を図るため、平成2年より実施している。

【体制】平成18年度より、山梨県、(一社)山梨県建設業協会、(一社)山梨県建築士会、(一社)山梨県建築設計協会、(一社)山梨県建築事務所協会、及び(公社)山梨県建設技術センターで構成する山梨県建築文化賞推進協議会が実施。



## 【取組内容】

## ■作品の募集(7月上旬~8月下旬)



## ■書類審査(8月下旬)



## ■表彰式(11月上旬)



## ■現場審査(9月下旬)



## ■表彰は次の4部門。

- 1 住宅建築
- 2 一般建築物等
- 3 公共建築物等
- 4 良好なまちなみ景観を形成している建築物等

## ■平成25年度受賞作品(賞は、「山梨県建築文化賞」及び「山梨県建築文化奨励賞」)

## ◆建築文化賞



甲府市役所

## ◆建築文化奨励賞



A-HOUSE



小荒間の家



甲州夢小路



身延山久遠寺 新客殿



笛吹市石和第五保育所

## **[ 1 ] 取組経緯**

- ・昭和60年代から平成初期に起こったバブル景気により、全国各地においてリゾートマンションブームが起こり、本県の富士北麓やハケ岳南麓などの地域においても数多くのリゾートマンションの建築等があった。
- ・これを契機に本県では景観保全の気運が高まり、全国でも先駆的な「山梨県景観条例」が平成2年に制定され、同年、景観や機能性に優れた建築物を表彰することにより、県民の景観に対する意識の高揚を図り、魅力的で快適なまちづくりが促進されることを目的に、「山梨県建築文化賞顕彰事業」が創設されスタートした。

## **[ 2 ] 工夫した点**

- ・平成2年度から平成17年度の第16回までは、県の事業として行ってきたが、平成18年度からは、関係団体の協力を得て、建築文化の高揚、魅力あるまちづくりの更なる促進を願い、「山梨県建築文化賞推進協議会」に事業が引き継がれた。

## **[ 3 ] 取組効果**

- ・平成2年度から平成25年度までに24回実施され、県内外の方々から2,187件（受賞数148件）の応募を頂くなど、事業が着実に定着し、県民の景観に対する意識の高揚を図り、魅力的で快適なまちづくりの促進に寄与している。

## **[ 4 ] 取組の今後の展開及び課題**

- ・経済状況の低迷による応募数の減少や、個人情報取り扱いなど、平成2年のスタートから24年経過し、経済状況や生活環境、社会環境の大きな変化に対応した顕彰事業のあり方について検討していく必要がある。

## **[ 5 ] 事業費、財源とした補助事業等**

- ・山梨県補助金  
事業費の1/2以内で100万円を限度として補助する。